

日本パペットセラピー学会地域活動支援金支給規定

日本パペットセラピー学会は、本学会の目的達成のための各地域における各種活動に対し、下記のとおり支援金を支給する。

記

- 1 この規定における各種活動とは、パペットセラピーに関する研究会、講習会、講演会、その他理事長が適当と認めた活動で、営利を目的としないものとする。
- 2 支援金は、団体又は個人単位で申請するものとし、1年度に1万円とする。
- 3 支援金を申請しようとするものは、「日本パペットセラピー学会地域活動支援金交付申請書」及び「日本パペットセラピー学会地域活動報告書」を提出するものとし、「日本パペットセラピー学会地域活動報告書」は、学会誌の記事として掲載する。
- 4 支援金は前項の書類が学会で受理された日から2週間以内に、指定口座に振り込む。

日本パペットセラピー学会地域活動支援金支給申請書

平成 年 月 日

日本パペットセラピー学会理事長 様

私は、別紙「日本パペットセラピー学会地域活動報告書」を添付のうえ、
地域活動支援金を申請します。

氏名又は団体名	
住所又は所在地	
電話番号	
メールアドレス	
申請額	金 10,000 円
振込先	金融機関名
	支店名
	口座種別
	口座番号
	口座名義人名

日本パペットセラピー学会地域活動報告書

行事名	
主催者名	
実施日	
場 所	
参加人数	
目 的	
概 要	
感想・課題等	